

パート労働者への厚生年金の適用拡大に関し想定される主な論点

○ 厚生年金の適用対象となる者の範囲をどのように判断するか。

- ・ 週の労働時間について、平成16年改正時には雇用保険と同様の20時間を適用基準とすることが検討されたが、どう考えるか。
- ・ 雇用保険では勤続期間が一定期間以上の者を適用対象としているが、どう考えるか。
- ・ 収入の多寡、賃金水準の高低をどう取り扱うか。
- ・ 学生パートのような流動性の高いパートをどのように位置づけるか。 等

○ パート労働者の雇用への影響にどのように配慮するか。

- ・ 企業が、事業主負担を抑えるため、雇用自体を抑制したり、パート労働者に新たな基準以下の就業（労働時間の短縮等）を求めたりするのではないか。
- ・ パート労働者が、保険料の負担増を避けるため、新たな基準以下の就業（労働時間の短縮等）に移行するのではないか。
- ・ パート労働者の処遇面（給与等）に与える影響はどうか。 等

○ パート労働者が多く就業する企業への影響にどのように配慮するか。

- ・ 「企業規模」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・ 「業種」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・ 企業の事業主負担の激変緩和策の必要性について、どう考えるか。
- ・ 円滑に適用するための施行時期・経過措置をどのように設定するか。 等

○ その他

- ・ 医療保険の負担の変化（介護保険を含む）をどう考えるか。
- ・ 標準報酬の下限（現行9万8千円）を維持するか、パート労働者の収入実態に配慮し引き下げるか。引下げ後の下限は、パート労働者のみに適用するか。
- ・ パート労働者の被扶養配偶者を、第3号被保険者として取り扱うべきか。
- ・ 引き続き国民年金の対象に残るパート労働者がある場合、その国民年金保険料の徴収の円滑化について、工夫が必要ではないか。
- ・ 新たな適用基準を法律に定めるかどうか。
- ・ パート労働法による均衡処遇の推進等、他の再チャレンジ施策との整合性はどうか。
- ・ 現行の厚生年金適用対象者に対する適用の徹底をどう図るか。非適用業種の取扱いはどうするか。派遣・請負等の者に対する適用実態について、どう考えるか。
- ・ 第3号被保険者に関する保険料負担の不公平感について、どう考えるか。等